令和5年度一般検査における指摘事項について

水戸市福祉部福祉指導課 指導第2係

○ 令和5年度の一般検査の概要

特別養護老人ホーム 検査件数 9件

- 本書の読み方
 - (1)指摘内容については、介護サービス運営指導における指摘と重複する場合があります。
 - (2) 「施設種別」の欄について, 今和5年度の一般検査において実際に指摘のあった施設のみ掲載しています。記載がない施設においても、関係法令及び市ホームページに掲載の自己点検調書等を確認し、少なくとも1年に1度は運営状況等を自主的に点検してください。施設種別の略称は、以下のとおりです。

特養 :特別養護老人ホーム

軽費 : 軽費老人ホーム

養護 : 養護老人ホーム

1 管理・運営について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
災害対策	1	夜間又は夜間を 想定した訓練をし ておりませんでし た。	規必だ夜災る夜訓実。 規必だ夜災る夜訓実。 はく,防すはたにいる はく,防すはたにいる はく,防すはたにいる があるでがある。 はく、防するではたにいる。	特養	特別養護老人ホームにおいては、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならず、またそれを昼間及び夜間を想定して行わなければならないとされています。よって少なくとも年に2回は避難訓練を実施するとともに、夜間における防災対策を確保するため、そのうちの1回は夜間又は夜間を想定した訓練としてください。
災害対策	2	消防計画に規定 する自主点検が実 施されていません でした。	消防計画の規 定に基づき点検 を実施し、記録を 残してください。	特養	施設ごとに作成し、管轄の消防署へ届出をする消防計画において、防災設備の保守点検の頻度を各施設において定めておりますので、計画に沿って適切に点検を実施し、記録を残してください。なお、防災設備の自主点検はおおむね機器点検が6ヶ月ごととされており、総合点検は年1回行うこととされています。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
労務 管理	3	ハラスメント防 止のための必要な 措置のうち,相談へ の対応のための窓 口を定めておりま せんでした。	ハラ環境の に職場でため、 がが対したのの のの がいの がいの がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	特養	事業者は、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(以下、「職場によるハラスメント」という。)により従業者の就業環境が害されることを防止するため、以下の措置を講ずる必要があります。 (1)職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 (2)相談(苦情を含む。)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 ※介護現場では特に、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止が求められていることから、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。
労務 管理	4	人員配置基準に 基づく職員が充とな 確認できる記録を 月ごとに作成・保 していませんでし た。	おける職員の配 置状況が人員配 置基準を常に満	特養	助言のとおりです。人員にかかる加算を算定している場合には,あわせて加算の人員基準を常に満たしていることが確認できる書類も作成し,保存してください。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
	5	令和4年度における職員の定期健康診断が実施されていませんでした。 (令和5年度には実施済み)	ついては6月以	特養	助言のとおりです。

2 処遇について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
給食	1	厨房の調理施設の点検が実施されていませんでした。	調理施設点検 表(毎日,定期) を整備し,点検を 実施してくださ い。	特養	ノロウイルス等の食中毒予防のため、特養を含む集団給食施設等においては、衛生管理体制を確立し、管理・点検を行う必要があります。 具体的には、施設の衛生管理者に点検表に基づく点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認してください。 点検表については、厚生労働省の通知「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号)」を参考にしてください。
身体拘束等の適正化	2	身体的拘束適正 化検討委員会の開 催時期について, 3月に1回以上と なっていなかった 時期が見受けられ ました。	身体拘束の有 無に対東の 無に対東 強力を 神を 神を 神を 神を 神を 神を 神を 神を 神を は は り は り は り は り は り は り は り は り は り	特養	助言のとおりです。

3 会計について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
金銭の 出納	1	入所者の預り金 について,通帳及 び銀行印を保管す る鍵を同じ者が管 理していました。	通帳及び銀行 員は異なる責任 者により適切に 管理してくださ い。	特養	金融機関との取引に使用する通帳及び印鑑は、異なる責任者が法人内の異なる場所に保管 し、預貯金の引出し等には、複数の責任者による関与とチェックが働くような管理体制を講じ る必要があります。
金銭の出納	2	利用料等の現金 を収納した場合 に,一定期間取引 金融機関に預け入 れていませんでし た。	利用料等の現金を収納した場合は、速やかに預引金融機関に対策を開け入れ、賃借対策を担合の現金での預金をでの預金を表表での合計額を整合させてください。	特養	利用料等の収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、速やかに金融機関に預け入れなければなりません。 各社会福祉施設における経理規程において、「日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後〇日以内に金融機関に預け入れなければならない。」と規定されている場合には、必ずその経理規程に定められた日数以内に金融機関に預け入れてください。
契約	3	契約額が 100 万円を超えない契約をした場合に、請書その他これに準ずる書面を徴した。	契約額が 100 万契をおいた。 知をおいた。 知をおいた。 知をでは、 知をでは、 知のでは、 知のでは、 知のでは、 ののでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	特養	事務手続きの簡素化を目的として、契約額が100万円を超えない契約の場合には契約書の作成を省略することができます。しかしながら、社会福祉法人としてより慎重な契約手続きが求められることから、軽微な契約を除き適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴してください。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別		解説	
契約	4	100 万円を超え る契約について, 契約書を作成して いない事例が見ら れました。	100 万約割締納では契くが、当時では関連を担いており、「大きな、大学をは、おいいのでは、これでは、これでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	特養	いますが、100万円を超える契約に 契約書には、契約の目的、契約金 げる事項を記載することとなってい (1)契約履行の場所 (2)契約代金の支払い又は受領 (3)監査及び検査	おいては必ず契額,履行期限及ます。 の時期及び方法履行の場合にお	び契約保証金に関する事項のほか,次に掲
契約	5	継続的な取引を 随意契約で行うに 当たり、契を 時に契約ののの いで いで が、 ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので のの のの	継続的教育を を随意契約で行 う場合に契約で 更改行の で契の をは、 をは、 をは、 のの での のの にとり、 をは、 のの にとり、 は、 のの に、 のの に、 のの に、 のの に、 のの に、 と、 は、 のの に、 に、 が、 のの に、 に、 が、 のい。 に、 に、 のい。 に、 に、 のい。 のい。 に、 のい。 に、 のい。 に、 のい。 のい。 のい。 のい。 に、 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。	特養	随意契約は、3者以上から見積書ただし、下記の金額を超えない場契約の種類工事又は製造の請負食料品、物品等の買い入れ上記以外継続的な取引を随意契約で行う場維持に努めてください。	会は、2者以上 金額 250万円 160万円 100万円	

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
契約	6	契約金額が 1,000 万円を超え る場合に,合理的 な理由がなく随意 契約により契約を 行っていました。	契約 1,000 万に かっと では、 1,000 万に かっと できる	特養	給食・リネン等の毎月定期的に費用が発生する業務委託契約においては,毎月の支払額ではなく,年間の支払合計金額が契約金額となります。原則として1年間で合計 1,000 万円を超える契約金額になった場合には,入札を行ってください。
契約	7	更新契約を施設 長が行っては たが、経理規程に 定めることされ る契約担当者(施 設長)への委任の 範囲が明確ではあ りませんでした。	理事長が契約 について職員(施 設長等)に委任の 範囲を明確に定 めてください。	特養	助言のとおりです。
契約	8	随意契約にあたり、契約主体である拠点区分においてその検証した資料及び記録が残っていませんでした。	今後は本部だけでなく拠点区分にも資料及び記録を残してください。	特養	随意契約にあたっては,契約更改時に契約の履行状況や委託料の妥当性を検証し,決裁を得る等によりその妥当性を検証することとなっておりますが,それらの資料は必ず拠点区分ごとに保存してください。